

## 公益社団法人整体協会 会員規約

### (入会)

第1条 公益社団法人整体協会（以下、「当協会」）に入会を希望する者は、原則として全国にある当協会の認定指導室（以下、「指導室」）で、定期的に行なわれている「活元運動普及会」を受講し、当協会設立の趣旨等を十分に理解した上で、所定の「入会申込書」に必要事項を記入の上、各指導室に提出してください。尚、当協会会員二名が紹介者になる場合には、趣旨を充分理解されたものとして、入会を承認される場合があります。但し紹介状を添付の上申し込むこととします。

第2条 前条に定める入会申し込み手続きを行ない、当協会が定める入会金及び年会費を納入後に会員として登録いたします。

### (会員種別)

第3条 会員の種別は下記の通りとします。

普通会员 当協会の目的に賛同し、実践する個人。

賛助会員 当協会の事業を賛助する個人。

第4条 普通会员の種別は、次の通りとします。

一般会員 当協会の目的に賛同し、実践する個人。

正 会員 普通会员の中で、当協会が認定する所定の資格を保有する個人。

正会員については、別に正会員規約を定めます。

特別会員 普通会员の中で、当協会の事業を積極的に後援し、理事会の決議をもって推薦され、本人が了承した個人。

名誉会員 普通会员の中で、当協会に対し特に功労のあった者で総会において決議された個人。名誉会員については、年会費を免除します。

家族会員 同一世帯に普通会员が五名以上いる場合は、六人目からの普通会员を家族会員とすることができます。家族会員については、年会費を当分の間免除します。

### (在外会員)

第5条 在外会員は、満一年以上、旅行、転勤等により外国に在住する者で、その届け出により、在外会員として、その間の年会費を免除します。会員が帰国した場合は速やかにその旨を届け出なければなりません。

### (入会金・会費)

第6条 定款第七条による会員の入会金並びに会費の額は下記の通りとします。

		入会金	会 費	
普通会員	一般会員	二万円	年	五千元
	正 会員	-----	月	事業規模等に応じた定率の金額
	特別会員	三十万円	年	三万円
	名誉会員	-----	-----	免除
	家族会員	二万円	-----	免除
賛助会員		五千元	年	五千元

第7条 年会費は、毎年入会された月に本部事務局より郵送した所定の払込用紙を使って、指定された方法によって当協会に納入してください。

第8条 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があってもこれを返還いたしません。

(会員証)

第9条 会員には、本部事務局より会員証を送付します。

第10条 会員証は他人に貸与、または譲渡してはいけません。

第11条 会員が当協会の主催する講習会等に出席する場合、当協会の行なう整体法実践の個人指導を受ける場合、その他当協会が必要と認める場合に会員証の提示を求められることがありますので、必ず携帯してください。

第12条 会員が会員証を紛失、または盗難にあった場合は、速やかに本部事務局に連絡してください。

(会員氏名、住所等の変更)

第13条 会員はその氏名、住所等に関する事項に変更がある場合には、速やかに本部事務局、または各指導室に書面によりその旨を通知する義務があります。

第14条 前条に規定した変更通知の不在によって、当協会からの会員への通知、機関誌等が遅延、または不達になっても、当協会はその責任を負わないものとします。

(会員資格の喪失)

第15条 当協会は会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、定款第10条により当該会員は会員資格を喪失します。

- (1) 定款第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総代議員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。

第16条 退会を希望する場合には、理由を付して本部事務局、または各指導室に届け出て、会員証を返却してください。

(除名)

第17条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって、当該会員を除名します。この場合、当該会員に対し、定款第9条2項により、議決の前に弁明の機会が与えられます。

- (1) 当協会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(機関誌の配布)

第18条 会員には、毎月、機関誌「月刊全生」を郵送します。

第19条 会員が機関誌を希望しない場合は、本部事務局に届け出てください。

(個人指導・講習会)

第20条 各種講習会を受講する場合には集団指導会費を、個人指導を受ける場合には個人指導会費を、それぞれ、別途に納入してください。

「活元運動普及会」またはこれに類する講習会は、当協会の会員でなくとも参加することができますが、特定の講習会並びに整体法実践の個人指導については、所定の会員以外は参加を認めておりませんので、参加を希望される場合は、事前に確認ください。

(本規約に定めのない事項)

第21条 本規約に定めのない事項については、当協会理事会の判断によるものとします。

(個人情報の取扱)

第22条 当協会が取得いたしました個人情報は、行政官庁もしくは裁判所が個人情報の保護に関する法律第23条1項各号の規定に基づき、その開示を求めてきた場合を除き、当協会の事業を行なう目的以外に利用いたしません。